

屋根からの落雪被害の予防について（注意喚起）

横手市建設部建築住宅課

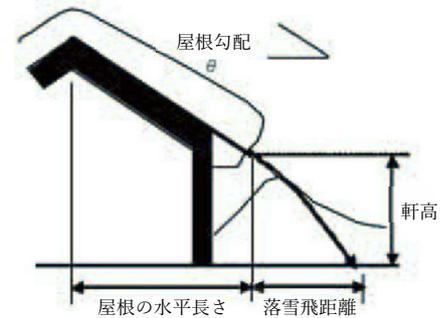
平成 26 年 5 月

【1. 目的】

この注意喚起は、「横手市総合雪対策基本計画（平成 25 年 3 月）」に基づく施策のひとつとして、屋根からの落雪が第三者に迷惑をかけることを防ぐことにより、冬期間の地域の安全を図ることを目的としています。

【2. 建築主等注意義務】

建築主が建築物を築造しようとする場合において、隣地または道路へ屋根雪が落下する可能性があるときには、建物の位置、軒の出、屋根勾配、雪止め等十分な注意を払い、事故を未然に防ぐようにしてください。設計者は事故を未然に防ぐ措置を施し、措置の内容を建築主に説明してください。落雪の可能性については下表を参考としてください。



【3. 市のかかわり】

横手市は、屋根等からの落雪の危険が予見される場合には、建築主あるいはその設計者に対して、是正の注意喚起することがあります。

図：「屋根勾配と落雪距離の関係」

屋根勾配と落雪飛距離との関係

※単位（m）

軒高	屋根勾配	当該屋根の水平長さ（m）								
		2.7	3.15	3.60	4.05	4.50	4.95	5.40	5.85	6.30
3m	2/10	1.66	1.79	1.90	2.01	2.11	2.21	2.30	2.38	2.47
	4/10	2.39	2.54	2.68	2.81	2.92	3.03	3.13	3.22	3.31
	6/10	2.46	2.59	2.70	2.80	2.89	2.97	3.05	3.12	3.18
	8/10	2.31	2.41	2.49	2.56	2.63	2.69	2.74	2.78	2.82
	10/10	2.1	2.17	2.23	2.28	2.33	2.37	2.41	2.44	2.47
6m	2/10	2.39	2.58	2.75	2.91	3.05	3.20	3.33	3.46	3.58
	4/10	3.57	3.82	4.04	4.25	4.44	4.61	4.78	4.94	5.08
	6/10	3.83	4.06	4.27	4.45	4.62	4.78	4.92	5.05	5.18
	8/10	3.73	3.92	4.09	4.24	4.38	4.50	4.61	4.71	4.81
	10/10	3.49	3.65	3.79	3.91	4.01	4.11	4.19	4.27	4.34
9m	2/10	2.96	3.12	3.39	3.60	3.78	3.95	4.12	4.28	4.43
	4/10	4.49	4.80	5.09	5.36	5.61	5.84	6.06	6.27	6.47
	6/10	4.90	5.22	5.50	5.75	5.98	6.20	6.40	6.59	6.77
	8/10	4.86	5.13	5.38	5.59	5.79	5.97	6.14	6.29	6.44
	10/10	4.62	4.85	5.06	5.24	5.40	5.55	5.68	5.80	5.92